

諮問日：平成27年9月28日（平成27年度（情）諮問第2号）

答申日：平成28年3月8日（平成27年度（情）答申第3号）

件名：東京家庭裁判所における弁護士が後見人の場合に別の弁護士を後見監督人として付ける運用の基準を定めた文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「弁護士が後見人として一定以上の財産を預かる場合、不正をチェックするために別の弁護士を「後見監督人」として付ける運用の基準を定めた文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京家庭裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、本件開示申出文書は裁判に関する文書であって司法行政文書開示手続の対象外であるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成27年8月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書は、個別の家事事件等の事件記録ではない点で司法行政文書に該当するといえる。広島地方裁判所は、「平成27年度裁判事務の分配等に関する申合せ集」を開示しているから、裁判に密接に関連する事項について複数の裁判官等が申合せを行った結果を記載した文書であっても、司法行政文書に該当する。

なお、本件開示申出文書の存在についてマスコミ報道されていることからす

れば、東京家庭裁判所事務局所属の職員が、司法行政事務を処理する目的で本件開示申出文書を取得したことがあるといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、本件開示申出文書を不開示とした原判断は、妥当である。

2 理由

司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであるところ、本件開示申出文書は、後見監督人の選任等に係る個々の事件処理の参考とするために、当該裁判に密接に関連する事項について東京家庭裁判所の複数の裁判官等が申合せを行った結果を記載した文書であるから、専ら裁判事務のために作成された裁判に関する文書に該当し、司法行政文書には当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------------|
| ① | 平成27年9月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月5日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同月19日 | 審議 |
| ⑤ | 同年12月25日 | 審議 |
| ⑥ | 平成28年1月14日 | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年2月5日 | 審議 |
| ⑧ | 同月22日 | 審議 |

⑨ 同年3月7日

審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、東京家庭裁判所に対し、「弁護士が後見人として一定以上の財産を預かる場合、不正をチェックするために別の弁護士を「後見監督人」として付ける運用の基準を定めた文書（最新版）」（本件開示申出文書）の開示を申し出たものである。

これに対し、原判断庁は、本件開示申出文書は、司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書が司法行政文書であると主張して苦情申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を妥当としている。

そこで、本件開示申出文書が司法行政文書に該当するか否かについて検討する。

2 本件開示申出文書の司法行政文書該当性について

(1) 取扱要綱記第2本文は、「裁判所は、その保有する司法行政文書の開示の申出があった場合は、何人に対しても、当該司法行政文書を開示するものとする。」と定め、取扱要綱記第1は、「この取扱要綱において「司法行政文書」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（略）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。」と定めている。そして、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載し、裁判所の裁判部において管理している文書が含まれると解される。

(2) そこで、本件開示申出文書について検討すると、本件開示申出文書について、最高裁判所事務総長は、後見監督人の選任等に係る個々の事件処理の参

考とするために、当該裁判に密接に関連する事項について東京家庭裁判所の複数の裁判官等が申合せを行った結果を記載した文書であることから、司法行政文書には該当しないと説明する。後見監督人の選任は、家庭裁判所が行う審判事項であり、その法律上の要件は「必要があると認めるとき」とされているにすぎないから（民法849条、家事事件手続法39条参照）、後見監督人の選任に係る運用の基準は、家庭裁判所が行う後見監督人選任の審判という裁判に密接に関連する事項に係るものといえ、この点に関する上記説明は合理的である。

また、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は、東京家庭裁判所及び立川支部の裁判部である家事部で管理していると説明するところ、上記のような本件開示申出文書の性質に照らすと、この点に関する説明も合理的である。

そうすると、本件開示申出文書は、裁判所の職員が作成したものではあるが、裁判事務に関する文書であるということが出来るから、取扱要綱記第1にいう「司法行政事務に関する文書」には当たらないというべきであり、その結果、本件開示申出文書は、取扱要綱記第2本文に定める司法行政文書の開示の手続の対象となる司法行政文書には該当しないのであって、同手続の対象とはならない文書であると認められる。

- (3) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書は、個別の家事事件等の事件記録ではない点で司法行政文書に当たる旨主張する。しかしながら、前記(1)のとおり取扱要綱記第1に定める司法行政文書の定義に照らせば、「司法行政事務に関する文書」でない文書は、司法行政文書に当たらないというべきであって、個別の事件記録以外の裁判所が保有する文書であっても、司法行政文書に当たらないものがあることは明らかであり、本件開示申出文書のような裁判に密接に関連する事項についての裁判官等による申合せ文書は、司法行政文書に当たらないものと解される。苦情申出人は、広島地方裁

判所から裁判事務の分配等に関する申合せに係る文書が開示されたことをもって、裁判に密接に関連する事項について複数の裁判官等が申合せを行った結果を記載した文書であっても、司法行政文書に該当すると主張するが、当該文書は、裁判事務の分配という司法行政事務について裁判官等が申し合わせた内容に係る文書であり、通常は地方裁判所における司法行政事務を行う裁判官会議の議により作成されるものと考えられるから、本件開示申出文書と性質を異にするものというべきである。

なお、苦情申出人は、本件開示申出文書の内容が報道されていることから、本件開示申出文書を東京家庭裁判所事務局所属の職員が、司法行政事務を処理する目的で本件開示申出文書を取得したことがある旨主張するが、苦情申出人が提出する資料によっても、当該資料に係る報道が、本件開示申出文書に基づいてされたことが推認できるとはいえないから、当該報道をもって、本件開示申出文書が司法行政に関する文書であるということとはできない。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出につき、本件開示申出文書を不開示とした原判断については、本件開示申出文書が取扱要綱による司法行政文書の開示の対称となる司法行政文書に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人